

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigogyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定

中央会の主な事業等活動予定（5月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

B C P（事業継続計画）の必要性と策定方法について（千葉総合卸商業団地協同組合）

P.6 全国先進組合事例

「千葉海苔消費日本一」を契機に海苔需要の拡大を図る（千葉県海苔問屋協同組合）

P.7 組合Q&A

「相互扶助」の本当の意味／組合士検定にチャレンジ!!

P.8 シリーズ「躍進企業」

有限会社三河屋豆腐店（千葉県豆腐商工組合）

P.10 景況

情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（3月）

P.12 ご案内

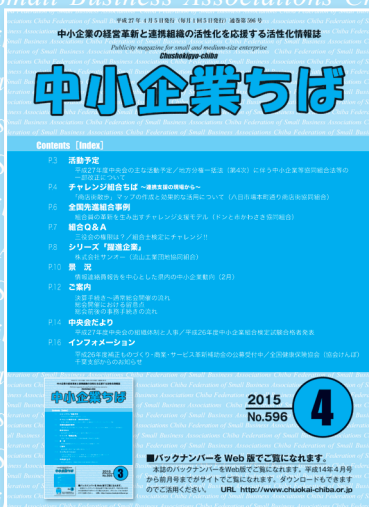
総会開催手続きのチェックリスト／法に基づく届出・登記チェックリスト

P.14 中央会だより

平成26年度設立認可組合等～県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します～ほか

P.16 インフォメーション

平成27年度 中小企業・小規模事業者関係の税制改正



2015
No.597



■バックナンバーをWeb版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定 (5月)

平成27年4月20日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
5/19	火	監事会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉県中小企業団体中央会 会議室	総務部 ☎ 043・306・3281
5/25	月	平成27年度 第1回正副会長会議 時間：午後3時15分～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
5/25	月	平成27年度 第1回理事会 時間：午後4時～ 場所：千葉市「ホテルポートプラザちば」	
■ 中小企業連携組織対策事業			
5/7	木	連携組織活性化研究会 対象：千葉県化粧品小売協同組合	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
5/14	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
5/15	金	連携組織活性化研究会 対象：千葉県菓子工業組合	工業連携支援部
5/31	日	連携組織活性化研究会 対象：千葉県医薬品小売商業組合	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
5/1	金	千葉県中小企業団体レディース中央会 平成27年度 監事会	工業連携支援部
5/14	木	千葉県中小企業団体レディース中央会 平成27年度 第1回役員会	工業連携支援部
5/15	金	千葉県商店街振興組合連合会 第32回 通常総会	商業連携支援部
5/15	金	千葉県商店街連合会 第43回 通常総会	商業連携支援部
5/20	水	千葉県異業種交流融合化協議会 第23回 通常総会	経営支援部 ☎ 043・306・3282



千葉県中小企業団体中央会

第59回通常総会 開催のお知らせ

平成27年6月19日(金) 15:30～
会場 ホテルポートプラザちば 千葉市中央区千葉港8-5

会員の皆さまが一堂に会し、本会の平成26年度事業の成果をご確認いただきますとともに、厳しい環境下での新たな事業展開の方向性をお決めいただく貴重な機会です。

われわれは、中小企業組合運動の歩みを決して緩めることなく、多様な組織化によって更なる飛躍を目指します。時節柄何かとご多用のことは存じますが、ぜひご出席賜りますようお願い申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで (Tel 043-306-3281)

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成26年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	千葉総合卸商業団地協同組合			
	▼組合データ			
	理事長	石田 一太郎	住所	千葉市中央区問屋町1-55
	設立	昭和42年7月	業種	卸売業中心の異業種
	組合員	22人		
テーマ	BCP（事業継続計画）の必要性と策定方法について			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部 (Tel. 043-306-2427)			
専門家	有限会社バリュー・コンサルティング 代表取締役 安藤 孝 (中小企業診断士)			

背景と目的

①千葉総合卸商業協同組合

千葉総合卸商業協同組合は昭和42年7月に結成され、その後昭和46年2月に卸団地が完成し、現在地に集積が行われた。現在の組合員数は22名（平成26年度末）であり、主な事業内容は共同施設・共同事業運営（共同宣伝広告、貸店舗・駐車場運営等）、教育事業、福利厚生事業、情報収集・提供事業等である。組合員の取扱商品は多種であり、食品、衣料品、文具・事務機、靴・履物等がある。役員8名、職員3名の体制で組合運営が行われている。

②BCP研究会の背景・目的

・BCP (Business Continuity Plan 事業継続計画) とは「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等を取り決めておく計画のこと（*中小企業庁BCP策定

運用指針）」を言う。BCPの考え方は欧米の企業では危機管理の一環として存在していたが、

2001年9月11日にアメリカで発生した同時多発テロにおいて、BCPの有効性が確認され、その後企業等に普及したものである。災害の多い我が国においてもBCPの必要性が叫ばれているが、中小企業におけるBCP策定率は65%（平成23年帝国データバンクアンケート調査）に止まっており大きな問題となっている。

*中小企業庁BCP策定運用指針（以下、指針と言う）

平成18年に中小企業向けに中小企業庁から発表されたBCP策定のガイドライン。

・BCP研究会の目的

当組合の組合員企業のBCP策定のレベルは企業ごとにばらつきがあり、完全にBCP対策を行っている企業は無く、ほとんどが個別の防災対策のみを実施している。

今回の研究会ではBCPという観点から、現在行っている個別防災対策を見直すと共に、BCPの策定方法を研究し、策定の足掛かりをつけることが目的である。

事業の活動内容

①研究会の実施概要

今回の研究会は以下の通り3回に亘って実施した。各回とも社長会（組合員企業の社長による会議）の後に実施し、各企業役員を中心に組合員企業等から約10名の参加者があった。

第一回 平成26年 7月1日	BCPとは、必要性
第二回 平成26年 8月1日	BCPの策定
第三回 平成26年 10月1日	BCP教育訓練・維持管理計画、事前対策計画

②第一回 BCPとは、必要性

第一回の研究会の主な内容は、BCPの意義、目的、BCPの構成等の基本的事項を理解することである。何故BCPの策定が必要なのか。当然のことながら、自社を存続させ顧客の信用を守り、従業員を守る第一義であるが、最近ではサプライチェーンを途絶さ

せないことが重要であると言われ
る。主に自動車や電機部品の製造
業について言われているが、卸売
業においても、物流を維持し、商
品供給を途絶させないと言う社会
的要請に答えることが必要であ
る。このため中小卸売業において
もBCPの策定が求められている。

BCPは初動対応計画、事業継
続計画、事業復旧計画、事前対策
計画、教育訓練・維持管理計画の
5つの計画から構成されている。
最初の3つは、災害が発生した場
合、初動対応→事業継続→事業復
旧と言うように順次実行されるも
のであり、重要な計画である。事
前対策計画は代替資源準備計画及
び従来から行われている防災対策
であり、教育訓練・維持管理計画
はBCP教育やBCP訓練及び計
画自体の見直し・更新を言う。第
一回においては初動対応計画（避
難誘導、安否確認、BCP対応組
織、帰宅困難者対策等）について
研修を行った。

③第二回 BCPの策定

第二回の研究会では中小企業庁
の指針に基づいてBCP策定方法
（上記の5つの計画のうち事業継
続計画、事業復旧計画）について

学んだ。この計画は、どの事業・
業務を、どのくらいの期間で、ど
のレベルまで、どのように復旧す
るかを計画しておくものである。
中小企業庁の指針においては、

- ①基本方針設定、②事業を理解す
る、③事前対策（代替資源対策）
- ④BCPを策定する、の4手順で
計画策定を行う。

「①基本方針設定」は企業とし
て宣言であり、自社のBCPに対
する経営方針ともいえる。ここで
は従業員、顧客、地域社会を意識
した方針を設定する。「②事業を
理解する」はどの事業・業務を対
象とするかを検討するものであ
り、中核事業を決め、その重要業
務を抽出し、そこで使用する経営
資源を定義する。これらの経営資
源に対して、想定する災害の種類
や大きさに応じて想定されるリス
クを評価する。リスク評価の基準
の一つが「目標復旧時間」である。
リスク評価の結果、企業経営に重
要な影響を与えるリスクに対して
「③事前対策（代替資源対策）」が
必要であり、指針に示された7つ
の資源（例えば連絡拠点となる場
所、被災する可能性のある施設や
設備等）の代替策を学習した。「④

BCPを策定する」はBCPを文
書化するもので、指針に示された
サンプルを確認した。

今回、研究会においては題材と
して「鳥取県企業BCPモデル（卸
売業版）（鳥取県商工労働部商工
政策室）卸売業モデル」の事例も
参考にして研究した。

④第三回 BCP 教育訓練・維 持管理計画、事前対策計画

第三回研究会の「教育訓練及び
維持管理計画」は中小企業庁の指
針では「BCP文化を定着させる」
「BCPのテスト、維持、更新を行
う」の各章に記載されている。B
CPそれ自体は文書化された資料
であり、これを実際の災害時に活
用できるようにするためには日々
から従業員がBCPを意識し、
訓練しておくことが重要である。

また、一度作成したBCPはそ
の内容（例えば連絡網等）は最新
のものにしておかないと、緊急時
に役立たない。定期的に見直し、
更新しておく必要がある。

「事前対策計画」は主に個別防
災対策であり、耐震補強等のハー
ド面及び安否確認システム等のソ
フト面の両面からの対策を学ん
だ。

事業の成果

前述したように現時点において
組合員企業は食料や水の備蓄等の
個別防災対策は行っているが、B
CP（事業継続計画）については
その必要性について懐疑的であっ
た。しかし今回の研究会を通して、
BCP策定の必要性は理解された
ものと思う。また自社の防災対策
やBCPについて、強いところ・
弱いところを認識し、今後のBC
Pを考えていく上での指針となっ
たことも成果であろう。

今後の課題

前記のBCPの5つの計画のう
ち「事業継続計画」及び「事業復
旧計画」に関する計画策定、すな
わち中核事業や重要資源を意識し
たりリスクアセスメントを通しての
BCPは多くの中小企業にとって
今後の課題であろう。
重要なことは、事業継続を念頭
に置いて、緊急時の人や設備、在
庫等の代替資源の準備を計画的に
行うことであり、それらを日常業
務の中に組み入れていくことが必
要となる。

（安藤 孝）

テーマ

地域連携による新たな事業展開

「千葉海苔消費日本一」を契機に海苔需要の拡大を図る

千葉県海苔問屋協同組合

等の活動を始めた。

事業・活動の内容

当組合による「千葉のりロール」の開発等、一連の海苔需要拡大の動きが千葉市、千葉県と連携することで軌道に乗り、千葉海苔消費3年連続日本一を実現。

背景と目的

千葉の海苔は昔から「上総のり」として珍重され、色や香りが良い。海に近い千葉県では海苔は身近な存在で、お祝いには太巻き寿司を作るように、その食文化が現在まで続いている。総務省による平成23年の全国家計調査において、千葉市の干し海苔消費額が日本一となり、平成25年にかけて3年連続日本一に達成した。このため、当組合では、その下部組織である千葉海苔消費日本一実行委員会が中心となり、地域を代表する食文化として海苔を認知してもらうことを目的に「千葉のりロール」の開発

地域を巻き込んだ広がりのある活動となっている。

活動の成果

「千葉海苔消費日本一」という事実が組合全体の結束力を高め、将来に向けた明るい展望を抱かせるものとなった。「千葉のりロール」の開発においても、消費者の目線での新たな商品を作り出そうとする中で、マーケティング手法の有効性を実感することができた。また、消費ニーズをしつかりと把握しようとする試みは、組合及び組合員の経営に資するところが大きい



▲海苔屋の朝市開催（組合事務所にて）

ものがあつた。こうした一連の動きが千葉市、千葉県と連携することで3年連続海苔消費日本一を実現させる原動力になり、4年連続海苔消費日本一を目標として、千葉のりロールの発売に長蛇の列が並ぶ様子も目撃された。千葉県民が誇れる贈答品としてその認知度を高めつつある。



▲千葉のりロールの販売に長蛇の列（千葉城さくら祭りにて）

千葉県海苔問屋協同組合

住所：〒260-0842
千葉市中央区南町3-8-10
設立：昭和33年9月
出資金：42,000千円
電話：043-268-0353
URL：<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chibanori/kumiai.html>
業種：海苔卸売業
組合員：42人
組合専従者：1人

組合 Q & A

「相互扶助」の本当の意味

技術レベルの怠る組合員が、共同受注した仕事を公平に配分するよう要求。相互扶助の組織だからというのが理由だが…

「相互扶助」とは、「1人は万民のために、万民は1人のために」助け合うということです。

しかし、誤解してはいけないのは、強き者が弱き者を守る関係、富める者が貧しき者を助ける関係とは違うということです。一方的な助け合いの関係は共倒れの危険をはらんでいますから、長く続くものではありません。

組合の相互扶助は、誰かが誰かを一方的に助ける関係ではなく、組合の事業を利用することが自然にみんなの利益になる関係を言います。

共同購買事業で考えてみます。一個だと一〇円のが、一〇個九〇円で買えるなら、一〇人が組合を作って共同で仕入れれば、一

人の負担が九円で済みます。このように、皆が事業を利用することによって自然に利益が生み出される関係を相互扶助というのです。

技術レベルの劣る者をみんなまで助けてあげるといふのは美談ですが、相互扶助とは違います。

共同受注は、個々の経営資源を組合に結集し、お互いに補完し合う事業です。組合員が「強み」を持ち寄ることで組合全体としての競争力を高めることが狙いです。

共同受注事業の相互扶助は「強み」を持った「自立」した企業の集団において実現可能なものです。

弱い者を排除せよと言っているのではありません。組合は弱い者を鍛える「道場」としての機能を持つべきですが、現実の配分の場では排除もやむを得ません。

毛利元就の「三本の矢」の話は、一本ずつが矢としての価値を持っているから成り立つのであって、折れそうな矢を三本集めて一本の矢としての価値を期待するものではないのです。

▼儲からない仕事

共同受注では、儲けの少ない仕事をみんなが順番にやる事も必須

です。組織としての信用力を増すために選り好みをしない団結力が儲かる仕事の受注につながる元になります。

共同受注事業の「相互扶助」とは、自立した者、選り好みをしない者の間で行われるものということになります。

組織の定款は、事業を利用しない者を除名できるようになっていないはずですが、何も悪い事をしてきていないのに除名になるのです。その理由としては、仕入れに参加しない者、儲かる仕事だけしかやらない者に対して最高刑を課すことで「相互扶助」を維持しようとしているからだと考えます。

ポイント

★相互扶助は「自立」した者の間に成立する

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行より転載。

● ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。（トップページ▽中央会の出版行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 基準及び原則に関する正誤問題です。

【第1問】 総会の招集通知は、定款に電磁的方法により行う旨を定めれば、希望者に対して、電子メール等による発出が認められる。

【第2問】 理事会の招集手続きについても、電磁的方法により行うことが可能である事が中小企業庁の解釈により明確にされている。

【第3問】 電磁的方法（電子メール等）による議決権の行使は、定款に定めることにより、総会の議決のみならず、理事会の議決においても認められている。

【第4問】 総会における選挙権の行使は電磁的方法によることが認められている。

《解答》

【第1問】 ○

【第2問】 ○

【第3問】 ○

【第4問】 ×

（総会の書面議決を、電磁的方法によって行うことは可能だが、選挙権は電磁的方法では行使できない。その理由は、役員選挙は無記名投票によって行う、とされており電磁的方法による場合は送信者が特定されてしまつからである。）

テーマ こだわりの国産大豆を使った長持ち豆腐の開発販売

千葉県豆腐商工組合 組合員企業 有限会社三河屋豆腐店

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のくまひしは？

当社は、昭和39年に豆腐製品製造販売業と

して墨田区で開業し、昭和42年に習志野市に移転し、昭和59年に法人化した後、現在に至っています。

昨今の長期デフレによって、豆腐の店頭価格は低下し、豆腐業界は事業の継続さえ厳しい状況が続いています。当社も同様に業績が低迷していたため、自社製品の十分な売り上げを確保できる高付加価値商品を開発したいと考えていました。

そのような時期に、経営者自らが農業体験をし、大豆になる過程や農家の大豆に対する思いを聞き、食の大切さを考え、お客様に安心して美味しく食べていただける、最高の味と風味の豆腐を国産大豆で作りたいと思立ちました。それから7年間、豆腐にして美味しい国産大豆を探し続け、平成22年に当社が求めていた製品像と一致する長野県安曇野産「ナカセンナリ」と佐賀県佐城北部地区産「ふくゆたか」という大豆を見つけ出しました。

今回、この2つの国産大豆による製品化を行うことで、味及び安心・安全面で差別化を図ると共に、通信販売を行うことが出来る長持ちのする豆腐を開発し、市場の拡大を図

り、売り上げを拡大させることを計画致しました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『こだわりの国産大豆を使った長持ち豆腐の開発販売』

2. 計画期間

▽平成25年12月～平成29年7月（4年計画）

3. 内容

国産大豆を使用した長持ちする豆腐を開発販売することにより、「こだわりの国産大豆豆腐」としてのブランドイメージを確立し、売上を拡大して行く。

新たな取り組みの特徴は？

●従来の問題点

当社は従来輸入大豆を用いた製品を販売しておりました。しかしながら輸入大豆から作る豆腐は、以下の問題点がありました。

①味の面では甘味とコクが足りず、綿豆腐の場合加熱すると水分が抜け硬くなること

②生産者の顔が見えず安心・安全な材料ではないこと

また、一般的に豆腐製品の寿命は3日と短命であり、通信販売や遠距離の顧客への販売は難しく、通信販売を行うには、豆腐製品の短命という問題点の解決が不可欠でした。

これらの問題点や、豆腐製品の寿命を持たせるために、新しい取り組みの検討が必要でした。

○新たな取り組み

▽原材料の特徴

安心・安全を確保するために、全ての豆腐の国産大豆化を図ります。甘みとコクを高めるために、原材料を「ナカセンナリ」と「ふくゆたか」の二つを用い、他社では真似のできない最高の味と風味の豆腐を開発致します。

▽出荷面

豆腐を長持ちさせるために、高密閉性のある豆腐用包装機、雑菌の増殖を防ぐ急速冷却装置、殺菌するための電解水生成装置を導入



▲絹豆腐パッケージ



▲木綿豆腐パッケージ

致します。

▽販売面

ブランド化を図るためのパッケージ開発や、ネット上のショッピングサイトへ出店致します。

今後の事業展開は？

輸入大豆製品をやめ、今回の新たな取り組みで生まれる、他社には真似のできない最高の味と風味の豆腐を、今回導入する装置により長持ちする豆腐として販売し、当社の強みと致します。

パッケージも当社の豆腐である事がわかるように印象的で覚えやすく美味しそうに見えるデザインにします。

店舗販売では、デザイン等で差別化を図ることに
よって既存顧客の心をつかみ覚えてもらい、口コミを醸成し、新規顧客の獲得を図ると共に、ネットショッピング販売にも進出し、この美味しい豆腐を一日以内で発送できる等にする事で、これまで日持ちが短いため開拓できなかった遠方



の顧客を開拓していきます。

社長さんの一言

当社は素材を吟味し、手間を惜しまずひとつひとつ丹念に豆腐を作り続けています。

大豆の品種、産地にもこだわり素材の美味しさ、品質、安全性といった要素を兼ね備えた最適な大豆を探したり頂けた二種類の大豆を使い、お客様に喜んで頂ける美味しい想いのある豆腐を作り上げてきました。

この豆腐の販路拡大、売上拡大をするために経営革新計画をもとに事業を進めて参りたいと思います。

中央会から

◎経営革新に関するご相談は本会経営支援部までお願い致します。

☎04333063282



企業プロフィール

組合名：千葉県豆腐商工組合
 企業名：有限会社三河屋豆腐店
 代表者：鈴木 淳一
 所在地：習志野市津田沼6-2-1
 電話番号：047-452-9226
 資本金：3,000千円
 従業員数：4名
 業種：その他の食料品製造業
 E-mail：info@mikawayatofu.com
 URL：http://mikawayatofu.com/
 承認年月日：平成25年11月29日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成27年3月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は8から4に減少。「減少した」業種は1から4に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は5から7に増加。「減少した」業種は15から7に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は4から2に減少。「悪化した」業種は8から7に減少。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は4から5に増加。「減少した」業種は7のまま変化なし。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は7から3に減少。「減少した」業種は14から15に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は6から4に減少。「悪化した」業種は13のまま変化なし。

製造業

■しように製造

【県内全域】

主要原料である輸入小麦4月から3%値上げ。

■漬物製造

【県内全域】

ドルが120円で固定しつつあり、コストアップ続く。

■豆腐製造

【県内全域】

小売業と販売店との相違が今後の課題となりそうである。

■酒類製造

【県内全域】

景況の変化は、消費税増税後の落込みの影響から脱し、好転の傾向も見えつつあるものの、好転したとまでは言えない。

■製材

【木更津】

3月は入港船予定なし。荷動きは悪い。4月も現在のところ入港予定なし。

■印刷

【県内全域】

3月の県内受注売上は、2月と比較して若干増加した模様。従来からの年度末に向けての受注に加え、統一地方選挙に係る政党や立候補者からの仕事も活発に動いている。さらに各学校関連や季節需要商品の印刷物、卒業・入学・就職に向けて消費喚起目的の商業印刷物が動いている。円安の影響による食料品等の値上げが相次ぎ、

消費者の財布の紐はなかなか緩まず、価格競争継続中。

■電気鍍金

【県内全域】

景気の回復の兆しは見えてきているが、その力は弱いようだ。中小企業までの好景気の浸透はこれからのようだ。

■鉄工

【千葉】

足元の各社動向は、全体として売上横ばい・収益面厳しい状態での推移が続いている。

■機械部品製造

【野田】

操業度が安定してきている状況にある。

■機械部品製造

【流山】

好調な業種が出てきている。燃料価格が上昇傾向にありコスト増加になりそう。

■機械部品製造

【柏】

個々の動きはあるものの、全体的に景況感は良くない。

■金属製品製造

【船橋】

年度末を迎え、受注量は例年通り大幅に増加している。来期以降についても通常受注は増加傾向になっている。

■採石

【県内全域】

3月は出荷が前月より減少。3月も湾岸低気圧の影響で東京湾が荒れて船舶による運搬の中断や工

事現場の工事の中断によるところが大きい。先月比で50%減であるが、年度単位では前年度の1・45倍の増となっている。横浜港等スパー港湾等の整備と羽田空港の1層のハブ化を図るための第5滑走路の建設を期待している。東京オリンピック施設のための岸壁整備は来年度以降になる予定。経済の好況について、燃油価格の引き上げが予想されるなど、今後の見通しがつかない。

■土砂採取

【県内全域】

総体的に微減。業界動向も本来の出荷に戻っていない。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

総じて昨年同月は消費増税前の売上増あったが、今年は例年並み又若干低めの売上となっている。

【食肉卸】病院・社員食堂・寮・給食施設等の受託会社グループのシェアードサービスに係る大型契約を受注。従業員確保のため、パート職員の時給を上げざるを得ない。

■建築材料卸売

【県内全域】

景況の変化について、グローバル企業は円安・為替差益・規制緩和の恩恵で最高益更新。ローカル企業は、輸入コスト増・需要減・

デフレ継続で窮乏状態続く。中小企業は回復の兆しなし。業界動向は、需要は当分低迷続くこと必至。金融緩和で倒産が少なかったが、千葉中小ゼネコンの仕事がなくなっているのに要注意か。

■自動車解体

【県内全域】

更にスクラップ価格が下落し、景況悪化している。昨年末以来悪化の傾向。他県の同業者から従業員数を減らしているという情報もあり。組合数は2社廃業の為減。

■乾物卸売

【県内全域】

全国生産量体前年比105%、金額123%。千葉県は同生産量87%、同102%。生産量の減少により強い相場で推移している。3/28「千葉城さくら祭り」に「千葉のりロール」の販売を予定。

■卸売

【茨原】

大企業ではベースアップで好景気配ではあるが、まだまだ中小企業にいたるまでは時間がかかる。また地方に及ぶまでも時間がかかる。

■電気機器小売

【県内全域】

景況の変化について、メーカーの中でシャープが特に厳しいようだ。これからも韓国、中国の追い上げで、家電メーカーは苦しむこ

とになる。消費者は国産でなくとも良いものがあれば韓国製、中国製を買うと思われる。

■中古車仕入・販売

【県内全域】

年度末に向けてタマの増加が顕著に現れている。軽自動車の新古車の出品が増えている。相場も安定しており成約状況も良い状態が続いている。輸出は円安による所が大きく、順調に推移している。まだまだ伸びることが予想される。

■小売

【東金】

景況の変化について、ファッション関連品は、客単価が上がらず、件数も減少が続いている。新入学関連は、動いているが微妙に減少傾向。食品関係は、メーカー等の値上がりしている。

■小売

【野田】

景況の変化について、セール・イベントなどを積極的に展開したが、入学・卒業・就職シーズンの季節商品が振るわず、売上げは低調であった。

■小売・サービス

【柏】

全体には個人消費の冷え込みが顕著で購買に慎重さを感じられる。本当にほしいもの以外は衝動買いをしない。

■建設揚重

【県内全域】

■遊覧船

【鴨川】

天候不順による欠航日が多く前年並みで伸びなし。

■一般廃棄物処理

【千葉】

初旬は繁忙期を感じさせない状況だったが、中旬から急に忙しくなったように思う。

■学習塾

【県内全域】

中学3年生が高校進学で抜けるのと、新しく入塾してくる生徒とのバランスがとれる月である。

■建設

【県内全域】

年度末発注ということもあり、前月比では好調な落札状況であった。年度トータルでは10%強のマインラスとなった。

■貨物運送

【野田】

年度末ということもあり輸送台数は増えていると感じる。大手輸送業者は大幅な賃金ベースアップの報道があるものの、我々運送業にはいまだ厳しい。大手業界には賃金の次に仕入れや輸送費などもUPするようお願いしたい。

■輸出入

【県内全域】

3月の売上は前月比増加。前年度同月比は不変であった。

総会開催手続きのチェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

総会開催までの手続きの流れをご確認下さい。

各種届出等の書類の様式は本会ホームページからもダウンロードできますのでぜひご利用下さい。

☑	確認事項
☐	<p>①出資金の変更登記（法務局）は期限内に行っていますか？ 出資口数及び出資金総額の増減があれば、事業年度終了の日の翌日（3月末決算の場合、4月1日）から4週間以内に変更登記が必要です。 登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意下さい。</p>
☐	<p>②「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」や事業報告書、監査報告書は法令や定款に従った記載内容となっていますか？ 決算関係書類や事業報告書、監査報告書の作成にあたっては、省令規定に基づいて「記載しなければならない科目及び項目」にご注意下さい。</p>
☐	<p>③理事会の招集手続きを法令、定款の規定に従って行っていますか？ 招集手続きについては、会日の1週間前（定款で短縮可）までに日程等を通知する必要があります。ただし、理事全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。</p>
☐	<p>④「決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案）」は、監事の監査を受け、理事会の承認を受けましたか？ 監事は、「決算関係書類」の監査方法・内容等を記した監査報告書を作成し、理事に対し「決算関係書類」を受領した日から4週間経過した日、もしくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。 ただし、監査が済み次第（4週間以内に）、監事が監査報告を通知することは可能。</p>
☐	<p>⑤「決算関係書類」および「事業報告書」は、通常総会の2週間前までに事務所へ備え置きましたか？</p>
☐	<p>⑥総会招集の手続きや議決は、法令、定款の規定に従って行っていますか？ 経費の賦課及び徴収方法、借入金残高の最高限度額などは変更がなくても毎年議決しなければなりません。 なお、招集手続きについては、通常総会の会日の10日前（定款で短縮可）までに組合員に通知する必要があります。議案の他、開催日時・場所等会議の目的事項を示し、理事会の承認を受けた「決算関係書類」・「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、組合員に提供しなければなりません。ただし、組合員全員の同意があれば、招集手続きは省略できます。その場合、招集通知発出の際に必要な添付書類も組合員に提供する必要はありません。</p>
☐	<p>⑦剰余金が出た場合、法令や定款に基づき必要な積み立てや繰り越しを行っていますか？ 利益準備金、特別積立金、教育情報費用繰越金（教育情報事業を行う組合）などがあります。</p>
☐	<p>⑧総会議事録及び理事会議事録は、法令や定款の規定に従った記載内容となっていますか？ 議事録に「出席した理事の氏名及び監事の氏名」、「議長の氏名」などを記載して下さい。</p>
☐	<p>⑨総会終了後、決算関係書類や役員変更届（所管行政庁）、代表理事の変更の登記（法務局）は、期限内に行っていますか？ 通常総会の終了後2週間以内に、議事録を添付した決算関係書類（役員変更届、定款変更認可申請については変更があった場合）を行政庁へ提出しなければなりません。 なお、理事長が重任した場合でも変更の日から2週間以内に変更登記が必要です。登記を怠りますと、登記懈怠として過料が課せられますので、十分ご注意下さい。</p>

◎詳しくは、本会設立相談室（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

法に基づく届出・登記チェックリスト

～届出書類の作成及び提出をお忘れなく～

下記表を届出書類関係のチェックリストとしてお使いいただき、提出書類に漏れがないかどうかご確認ください。
 なお、決算関係書類、役員変更届は、総会議事録を添付して（役員改選がある場合は理事会議事録も）、本会へ2部ご提出下さい
 （※定款変更のある場合は3部）。

対象組合	提出先	<input checked="" type="checkbox"/>	提出及び申請
全組合	税務署・千葉県 各市町村	<input type="checkbox"/>	税務申告 ・決算関係書類等
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	決算関係書類 ・総会議事録を添付（謄本でよい）
出資変更 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	出資の変更登記 ・監事の証明書 ・委任状（代理の場合）
役員改選 がある組合	法務局	<input type="checkbox"/>	代表理事変更登記（重任の場合も必要） ・定款謄本 ・総会議事録 ・理事会議事録 ・委任状（代理の場合）
	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	役員変更届（変更があった場合のみ） ・変更した事項を記載した書類 （新旧対照の役員名簿） ・変更理由書 ・選任された総会並びに理事会 議事録を添付
定款変更 がある組合	所管行政庁	<input type="checkbox"/>	定款変更認可申請 ・変更理由書 ・変更しようとする箇所を記載 した書面（新旧対照表） ・議決した総会議事録を添付
	法務局	<input type="checkbox"/>	定款変更登記申請 ・変更箇所により異なりますの で、詳しくはお問合せ下さい。

決算関係書類について

組合は、通常総会で審議する以下の書類を作成して下さい。

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分案又は損失処理案（※）
- 事業計画書
- 収支予算書

（注）必要があれば、下記書類も作成して下さい。

- 製造原価報告書
- 費用配賦表
- 脱退者持分払戻計算書
- 資金計画書

※詳しくは、組合運営講習会や巡回の際にお配りしております「法に基づく届出・登記（決算書の提出、役員変更届、定款変更及び変更登記の事務手続き）」の冊子をご覧ください。又は、中央会の組合担当者までお問い合わせ下さい。

（※）剰余金処分は適正ですか？

法定利益準備金	当期純利益金額が少額であっても、定款で定める額に達するまでは定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を積み立てなければならない。
教育情報費用繰越金	組合員の事業に関する教育情報提供事業のために積み立てる繰越金（20分の1以上）で、教育情報事業の実施に際して取り崩して使用する。出資商工組合、企業組合、協業組合は教育情報費用繰越金の処分はない。
特別積立金	定款規定により当期純利益金額（繰越損失がある場合はこれを控除した額）の10分の1以上を損失のてん補に充てるために積み立てる。定款規定が、出資額に相当する金額を超える部分について総会の議決により損失てん補以外の支出に充てる旨定めている場合は、支出目的に従い、取り崩して使用することが出来る。
出資配当利用分量配当	損失をてん補し、準備金及び繰越金を控除した後でなければ配当をしてはならない。
損失処理	定款に損失金のてん補のための取崩しの順序に従い取崩しを行う

◎詳しくは、本会設立相談室（043-306-3285）又は各組合担当者までご相談下さい。

平成26年度 設立認可組合等

多種多様な業種・業態の組合等を会員としていることが中央会の特徴でもあります。

昨年度に本会が設立支援し、認可されたのは次の26組合等（事業協同組合22組合、企業組合3組合、NPO法人1団体）です。それぞれの特徴を最大限に発揮すべく、県内に新たに誕生した皆様のお仲間をご紹介します。（敬称略・順不同）

No.	名 称	代 表 者	所在地	業 種	事 業	組合員数
1	NPO法人あなたの街の電気屋さんが見守り隊	石坂 琢良	旭市	個人(電気小売業)	家電メンテナンス・技術講習会	11
2	国際産業技能協力事業(協)	横田 和代	市川市	建設業	共同受注・共同購買	4
3	千葉アグリグローバルネット(協)	菅佐原 芳夫	香取市	耕種農業・畜産農業	共同販売・共同購買	4
4	ちば建設交流事業(協)	高木 功	千葉市	建設業	受注斡旋・共同購買	4
5	海匠農業振興(協)	伊藤 義則	旭市	耕種農業	共同販売・共同購買	4
6	富津イノベーションファーム(協)	神子 恒	富津市	耕種農業	共同販売・共同購買・共同生産	4
7	結建設(協)	岡野 敬介	松戸市	建設業	共同受注・共同購買	4
8	(企)鎌ヶ谷ブランド館	井手 勝則	鎌ヶ谷市	個人	特産品及び農産物の販売酒類の販売	7
9	成田建設交流(協)	常見 紀昭	成田市	建設業	受注斡旋・共同購買	5
10	千葉中部土木建築(協)	尾上 俊一	富津市	建設業	共同受注・受注斡旋・共同購買	4
11	千葉仮設足場ワーカーズセンター(協)	森泉 博佳	四街道市	建設業	共同受注・受注斡旋・共同購買	4
12	千葉ビルドテック(協)	倉益 浩司	千葉市	建設業	共同受注・受注斡旋・共同購買	4
13	(協)アグリレーション	永島 大	千葉市	耕種農業・畜産農業	共同販売・共同購買	6
14	建設事業千葉(協)	新井 幸	千葉市	建設業	共同受注・共同購買	4
15	北総農業振興(協)	平山 弘	山武郡芝山町	耕種農業	共同販売・共同購買	4
16	ちば福祉人材事業(協)	佐藤 恭之	佐倉市	老人福祉・介護事業	共同事務処理・共同労務管理・共同購買・共同宣伝	4
17	上総建設(協)	鶴沢 一男	長生郡睦沢町	建設業	共同受注・共同購買	4
18	千葉みらい建設事業(協)	竹内 一雄	千葉市	建設業	共同受注・共同購買	4
19	関東インターロッキング(協)	熱田 幸二	千葉市	建設業	共同受注・共同購買	4
20	(協)あさひファーム	平野 勝則	旭市	耕種農業	共同購買・共同販売	4

21	ききょうの里まつお(企)	行木 静	山武市	個人	特産品販売・食堂経営	12
22	介護福祉関連事業(協)	中西 博之	千葉市	異業種	共同受注・共同購買	4
23	(協)千葉ロードネット会	柴崎 誠	袖ヶ浦市	建設業	共同受注・受注斡旋・共同購買	4
24	(協)北総建設資材センター	大徳 静夫	印西市	建設業	受注斡旋・共同購買	4
25	九十九里の恵(企)	石橋 豊和	山武郡 九十九里町	個人	特産品販売	4
26	海匠テクノ建設(協)	林 晴雄	旭市	建設業	共同受注・共同販売	5

千葉県中小企業団体中央会 設立相談室 ☎043-306-3285

◆中央会新入職員紹介

▽松澤純一(4月採用、工業連携支援部主事。学生時代にラグビー部に所属していました。宜しくお願い致します。)

◆経営革新計画について

経営革新計画の作成過程では、自社の経営における「これまで」や「今」を正しく知り、「これから」を見通すことで、いま何をすべきなのか、どこにいるのか、そうしたものが明確となります。また、攻めの経営に転じる上で阻害要因となっていた漠然とした迷いを吹っ切るきっかけにもなるものです。ぜひご活用ください。

☎相談は本会経営支援部まで。
☎043-306-3282

◆食事と生活に関して

【便秘を予防する食事と生活】

便秘には、急性便秘と慢性便秘があります。急性便秘は、いつもと違う出来事に遭遇したり、旅行などで環境が変化した時に一時的に起こりますが、生活が正常に戻ると自然に治ります。慢性便秘は、健

康を害する元になる病的な便秘です。慢性便秘には、食物

繊維不足や朝食抜き、運動不足などの日常生活が原因になる「し緩性便秘」、ストレスや自律神経失調などからくる「け

いれん性便秘」、大腸の腫瘍(しゅよう)、炎症、癒(ゆ)着などが原因なる「疾患による便秘」があります。便秘の多くは、「し緩性便秘」です。

し緩性便秘でも、これを放っておくと、肌荒れや吹き出物、高血圧、肝臓病、がんなどの誘因になります。

【食事と生活の注意】

1. 朝、コップ1杯の水や牛乳を飲む

水分は便を軟らかくし、腸を刺激して排便を促します。

2. 朝食をしっかりと食べる

食べることがにより、腸の働きが盛んになり、便意を催します。この機を逃さずにトイレにいきましょう。

3. 食物繊維を十分に取る

海藻、豆類、いも類、きのこ類などを使用した料理を十分に食べましょう。

4. 腸を刺激する食品を取る

果物、香辛料、酢、エキース分(肉や魚のうまみ)、適度のアルコール、炭酸飲料など

5. 腸の中で発酵してガスを発生する食品を取る

豆類、いも類、かぼちゃ、くりなど

6. 毎朝決まった時間に排便を毎日の快便を得るために、規則的にトイレタイムを持ちましょう。

7. 運動を心掛ける

運動は、腸の働きを活発にします。腹部のマッサージも効果があります。

※けいれん性便秘の時は、食品の選択は、し緩性便秘とは異なります。食物繊維の多い食品や刺激のある食品は控えましょう。

(公益社団法人

千葉県栄養士会)



平成
27年度

中小企業・小規模事業者関係の税制改正

平成27年度の中小企業・小規模事業者関係の主な税制改正は、以下のとおりです。

1. 中小企業者等に係る軽減税率の維持、中小企業等への外形拡大の阻止

- 今後のローカルアベノミクスの主役である、地域経済を支える中小企業等については、法人税率を15%に軽減する措置の適用期限を2年延長。
- 平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

2. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

- 平成29年4月に予定されている消費税率の再引き上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置を、所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。

3. 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

- 相互扶助の精神に基づき協同して事業に取り組む事業協同組合等が取引先の倒産により更に弱体化することや組合員の債権者へ連鎖的に影響を及ぼすことを防止することによって、組合の健全な発展と組合員の利益保護を図るため、中小企業等の貸倒引当金の特例について、適用期限を2年延長する。

4. 研究開発税制の強化・重点化

- 企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)を促進し、企業(大・中堅・中小・ベンチャー企業)・橋渡し研究機関・大学等が各々の機能を発揮しつつ有機的に連携するイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、控除率を大幅に引き上げるとともに中小企業等の知的財産権の使用料等を対象費用に追加するなど、オープンイノベーション型の抜本的拡充が実現。

5. 所得拡大促進税制

- 平成29年4月の消費税率の再引き上げに向けて、経済の好循環を定着させていくため、平成25年度改正で創設された「所得拡大促進税制」の給与総額増加要件を緩和し、継続して着実に賃上げに取り組む企業をサポートする。

6. 事業承継税制の拡充

- 経営者の高齢化が進む中、中小企業の事業承継のより一層の円滑化を図るため、2代目から3代目に承継する場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、事業承継税制を拡充する。

7. 課税ベース拡大:受取配当益金不算入制度の縮減

- 受取配当益金不算入制度^{*}について、現行の持ち株比率の基準を見直し、5%以下の場合は20%、1/3以下の場合は50%、それぞれ益金不算入となる。
- 一方、1/3以下の株式から配当についての負債利子控除を廃止することで、企業の負担を軽減。
※法人が内国法人から配当を受けた場合、その全部又は一部の金額を、税法上益金に参入せず、その法人の税負担を緩和する制度。

◎詳しくは、中小企業庁ホームページ等をご確認下さい。